

被害者にならないために

督促状

あなたが以前に購入された商品の支払いが未納となっております。

至急、下記までご連絡ください。

連絡先
株式会社悪徳請求
03-0000-XXXX

「突然、身に覚えのない督促状が届いた」最初は感じの良い販売員だったのが、途中で態度が急変したといった、悪質商法などの相談件数が、今年度市内で136件（1月末現在）を突破しました。
高齢者の被害が多発しています。手口や対策などを知っておきましょう。

消費生活講演会を開催

●とき 3月18日（金）午後1時30分～3時

●ところ 文化センター

●内容 あなたを狙う悪質商法「こんな手口にご用心!!」

●講師 深津茂樹氏（弁護士）、柴田慶子氏（消費生活相談員）



深津茂樹氏



柴田慶子氏

消費生活相談

●とき 毎週（火）午前9時～午後3時30分

●ところ 市役所相談室

●内容 消費生活相談員・弁護士による相談（弁護士の相談は第4（火）のみ）

※本紙16ページ参照。

問▼商工課

（☎）71-2235